

第3章 景観形成基準の解説・例示

3-1 景観計画区域内での行為（大規模な行為）

3-1-① 建築物・工作物共通

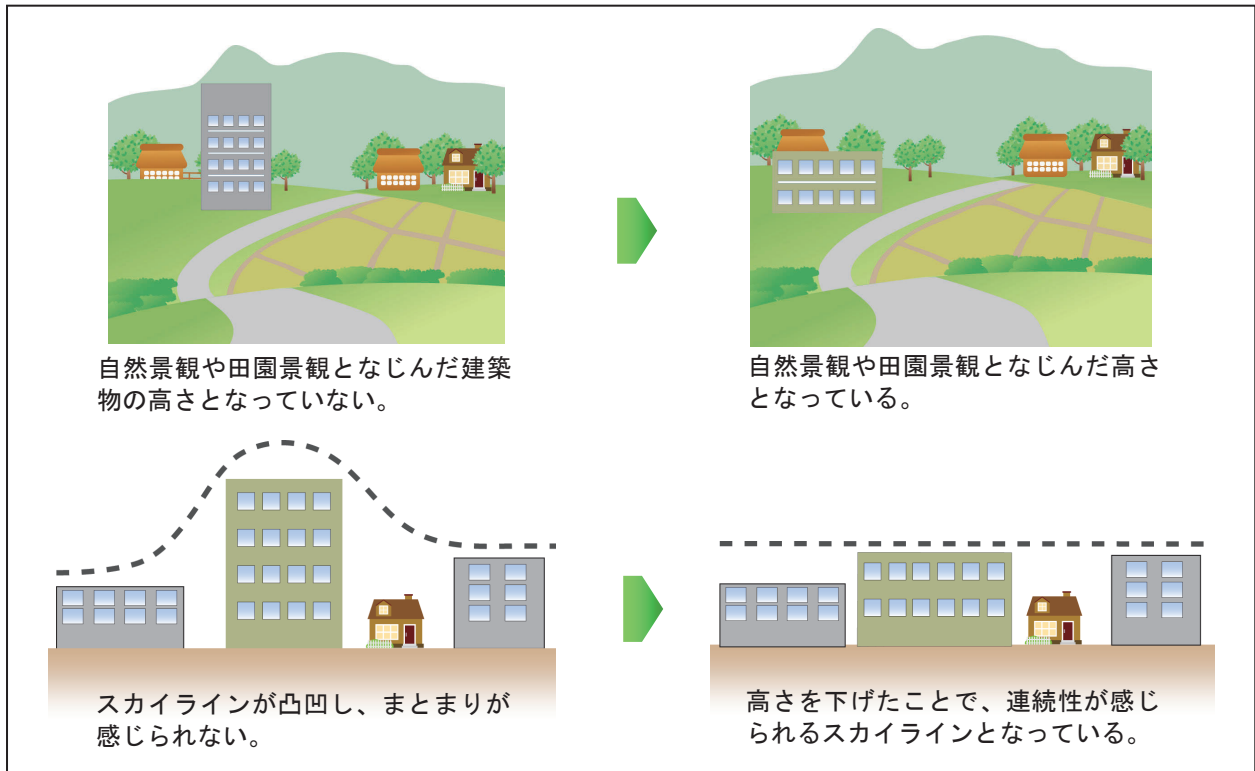
3-1-①-ア) 配置・規模

あ) 周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。

【具体的な配慮の内容】

●周辺の自然やまちなみ景観との調和

- ・自然景観やまちなみ景観に配慮し、周辺の建築物から著しく突出しない高さとする。



●街並みとの連続性への配慮

- ・高さや規模が周辺から突出する場合には、建築物全体や高層部の壁面後退などにより、建築物の見え方を工夫する。
- ・同じ高さや規模の建築物であっても、分節化することでボリューム感を緩和させる。

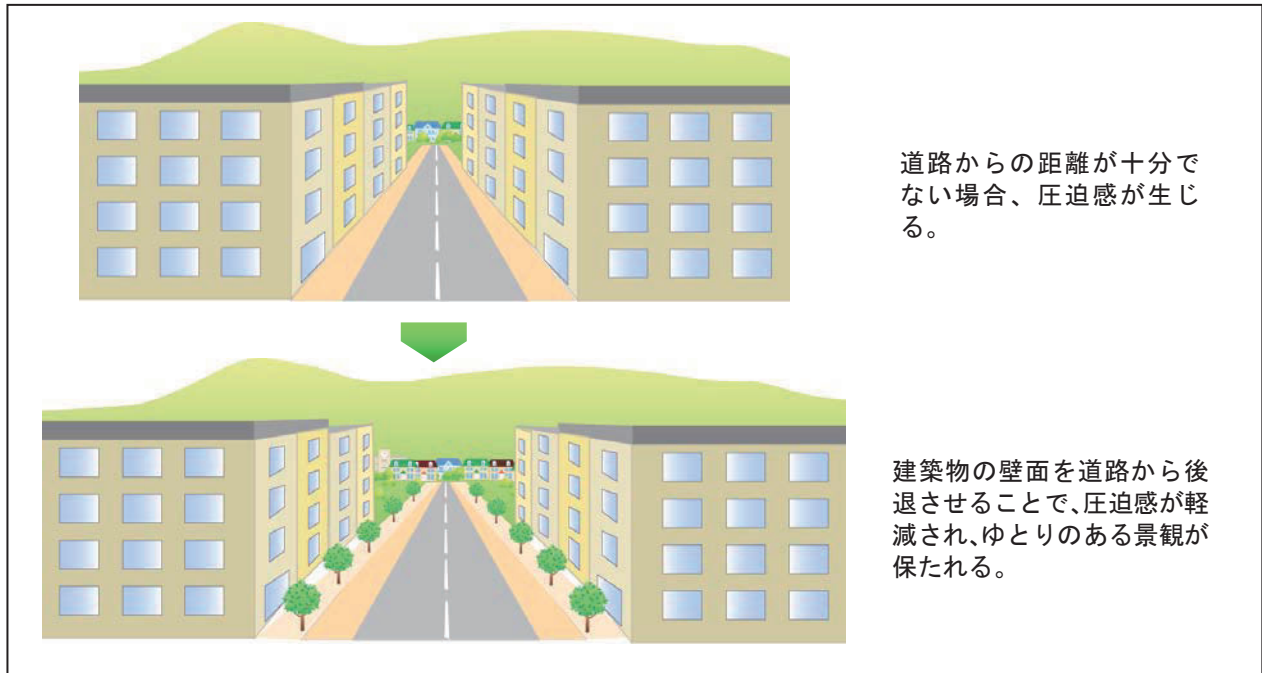


い・た) 道路や河川、公園等の公共の場所に接する部分からは、できる限り後退し、ゆとりのある景観の形成に努めること。

【具体的な配慮の内容】

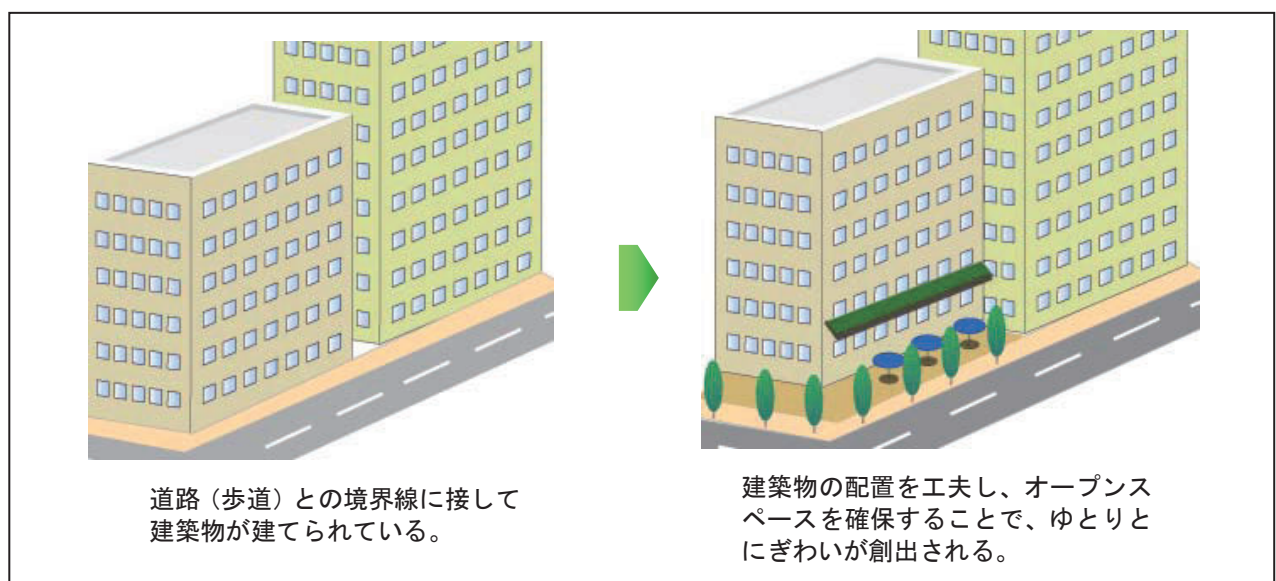
●規模の大きさを緩和させるようなゆとり

・道路や河川、公園等の公共の場所に接する敷地では、圧迫感を緩和させるため、壁面を後退させる。



●商業地など地域特性に配慮した空間演出

・商業地では、うるおいのある歩行空間や歩行者の休憩できる場所の確保など、ゆとりとにぎわいのある空間演出に配慮する。

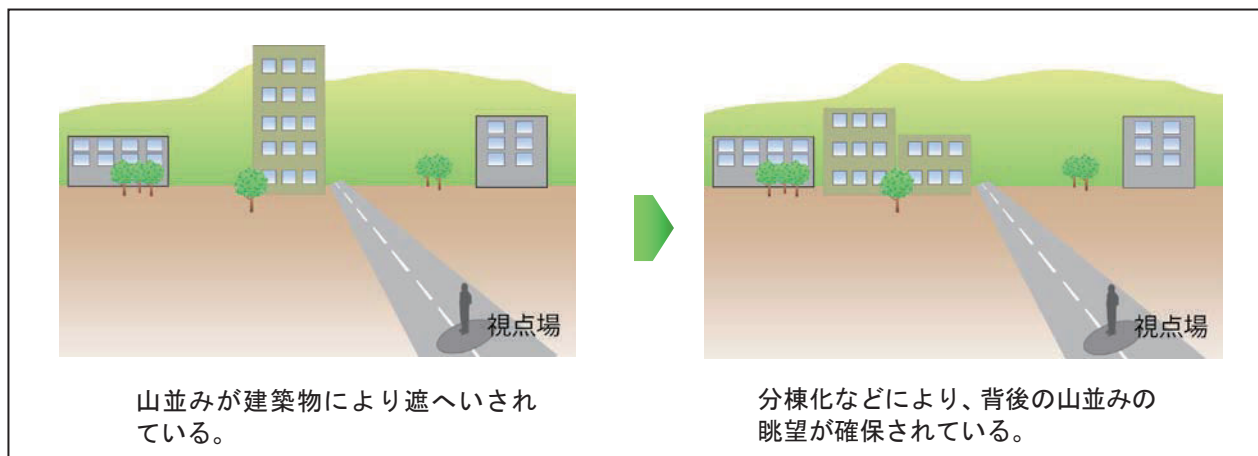


う・ち) 主要な道路や河川などに近接する場合は、背景の山並みや田園景観への広がりのある眺めを阻害しない配置・規模とすること。

【具体的な配慮の内容】

●背景となる自然・田園景観への眺望の確保

・山並みや広がりのある田園の眺めをできるだけ遮へいしないよう、分棟化や高さに変化をつけるなど、背景の見え方を工夫する。

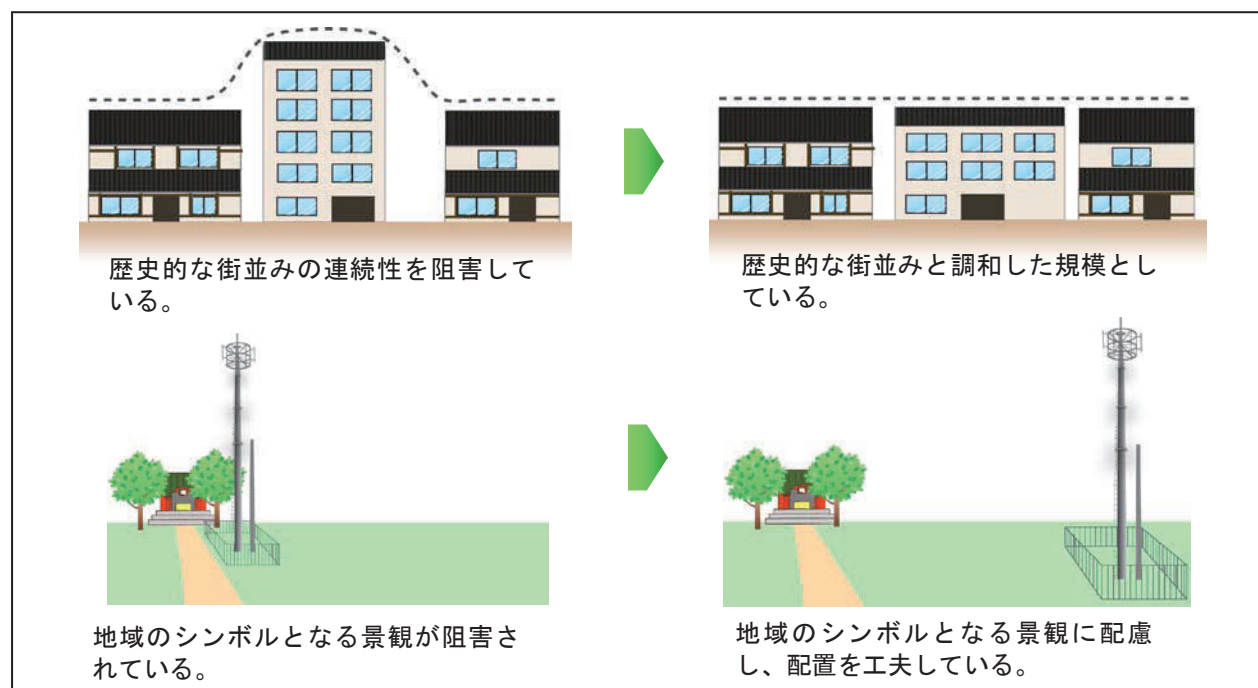


え・つ) 歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない配置・規模とすること。

【具体的な配慮の内容】

●地域のシンボルとなる景観を阻害しない配慮

・地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑える、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。

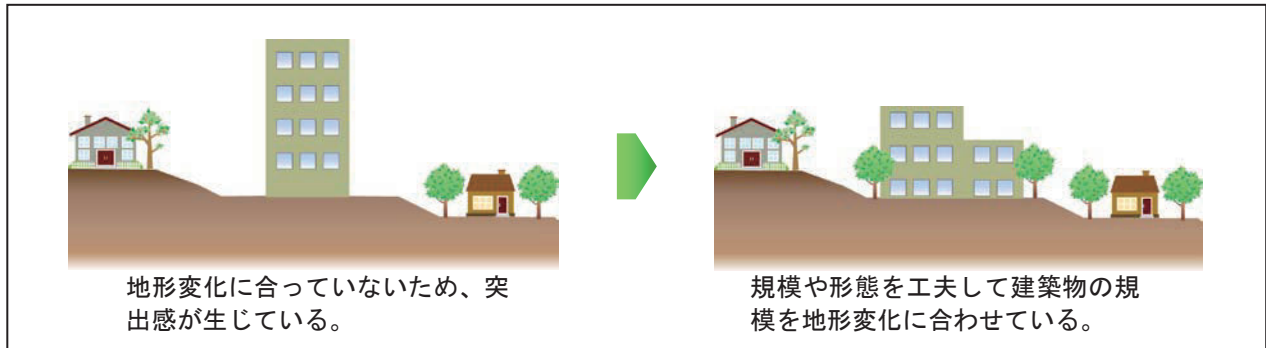


お・て) 現在の地形や敷地の持つ特性を活かした配置・規模となるよう努めること。

【具体的な配慮の内容】

●地形との一体性に配慮した配置・規模

・敷地及び周辺の地形や植生を活かすなど、周辺景観との調和に配慮した配置・規模とすること。



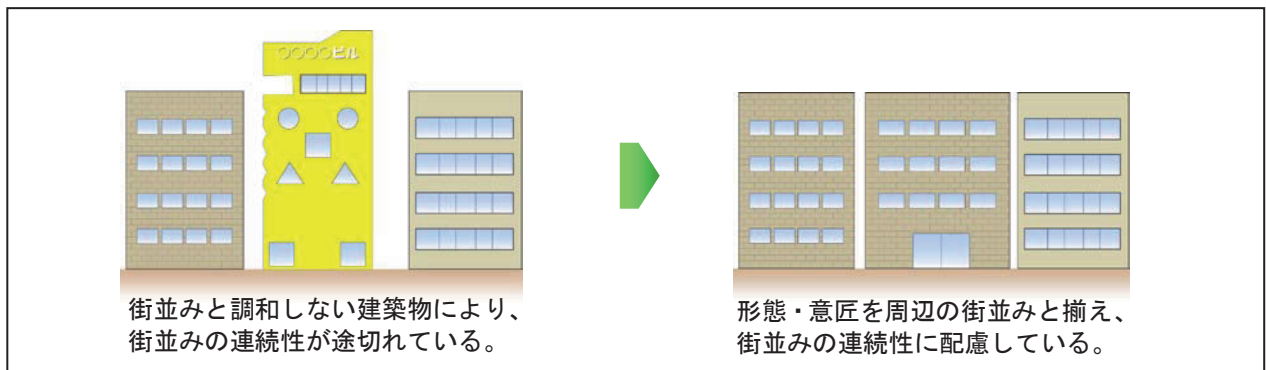
3-1-①-イ) 形態・意匠

か) 周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、全体的にまとまりのある形態意匠とすること。

【具体的な配慮の内容】

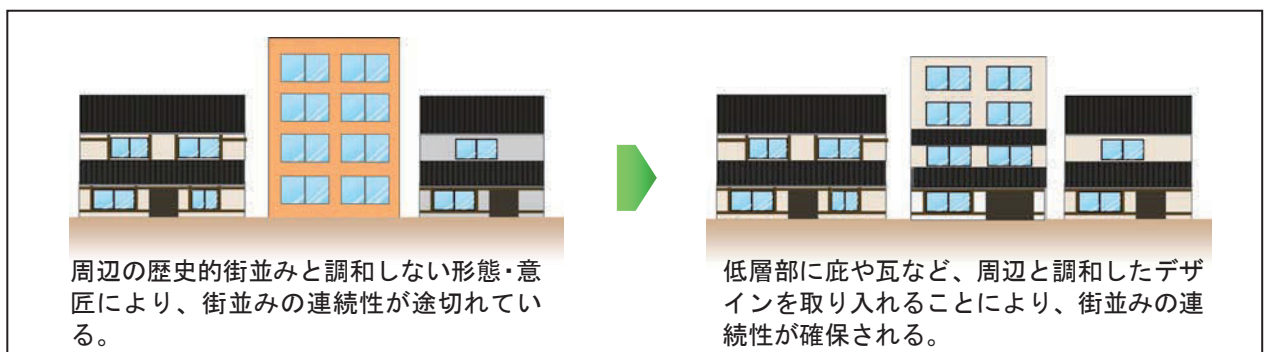
●周辺景観との連続性の確保

・形態・意匠を周辺の街並みと揃え、街並みのまとまりや連続性に配慮する。



●まちなみが持つ形態意匠の活用

・歴史的街並みが周辺にある場合は、地域特有の軒やひさし、格子などのデザイン要素を活かす。

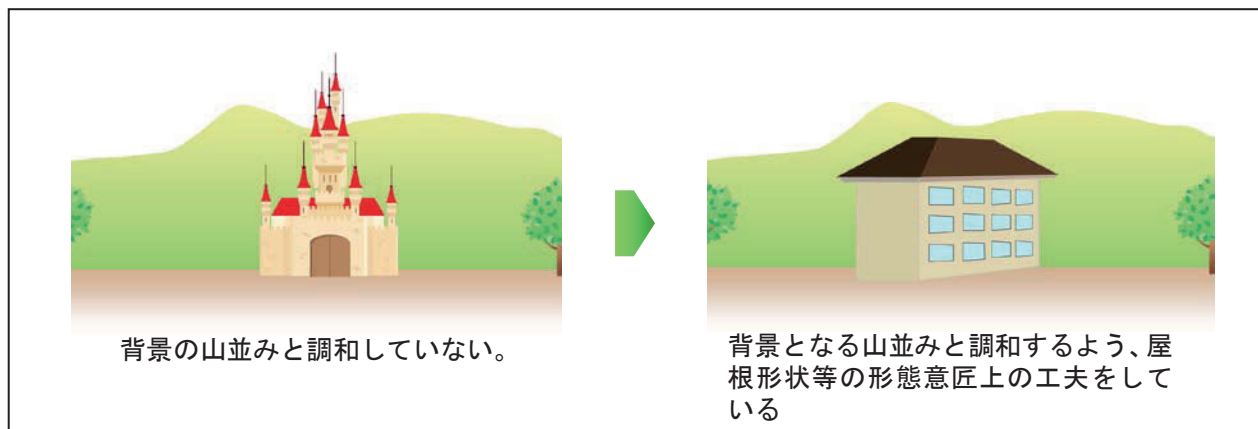


き) 背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、突出感や違和感を与えない形態意匠とすること。

【具体的な配慮の内容】

●周辺景観に調和するような屋根形状

- ・背景となる山並みなどと調和するように、屋根形状など形態意匠を工夫することで、背景の自然・田園景観との一体感を確保する。

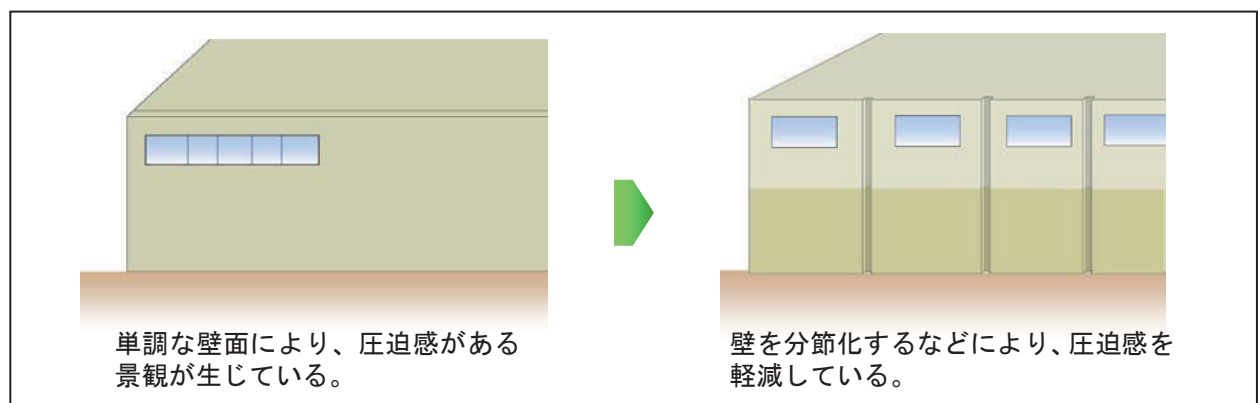


く) 長大な壁面は適度に分節するなど、周辺に圧迫感を与えない形態意匠となるよう努めること。

【具体的な配慮の内容】

●長大な壁面の分節化

- ・平坦で変化のない長大な壁面が生じないように、陰影に配慮したデザインとする。壁面が大きくなる場合は、周辺のスケールに合わせて適度な分節化をするなどの工夫をし、圧迫感を緩和する。
- ・屋根の形、壁面や開口部のデザインにより、ボリューム感を調整する。



3-1-①-ウ) 色彩

け) 周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。

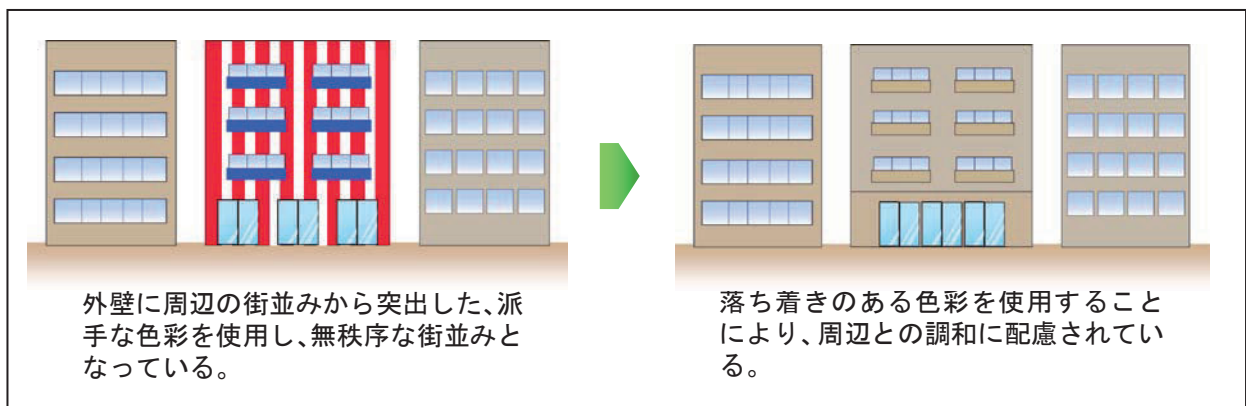
【具体的な配慮の内容】

●周辺景観に調和するような色彩

・周辺の建築物などと類似した色彩や、山並みや田園の自然景観を損なうような高彩度の色彩を避けるなど、周辺との調和に配慮する。

●街並みの連続性に配慮した色彩

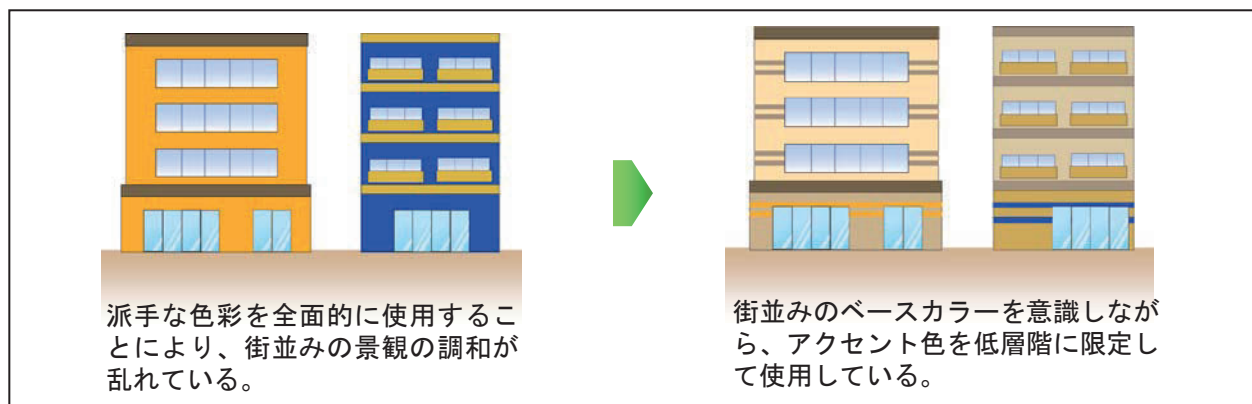
・建物が連続して街並みを形成する市街地では、隣接する建物どうしの関係に配慮し、壁面や屋根面の色彩に共通性を持たせることにより、街並みの連続性に配慮する。



●アクセント色の使用に対する配慮

・アクセント色を使用する場合には、外観に使用する他の色彩（基調色）との調和や、使用する量のバランスを工夫する。

・商業地などでは、低層部などにアクセント色を活用するなど、まちなみに彩りを加えることで、にぎわいを演出する。

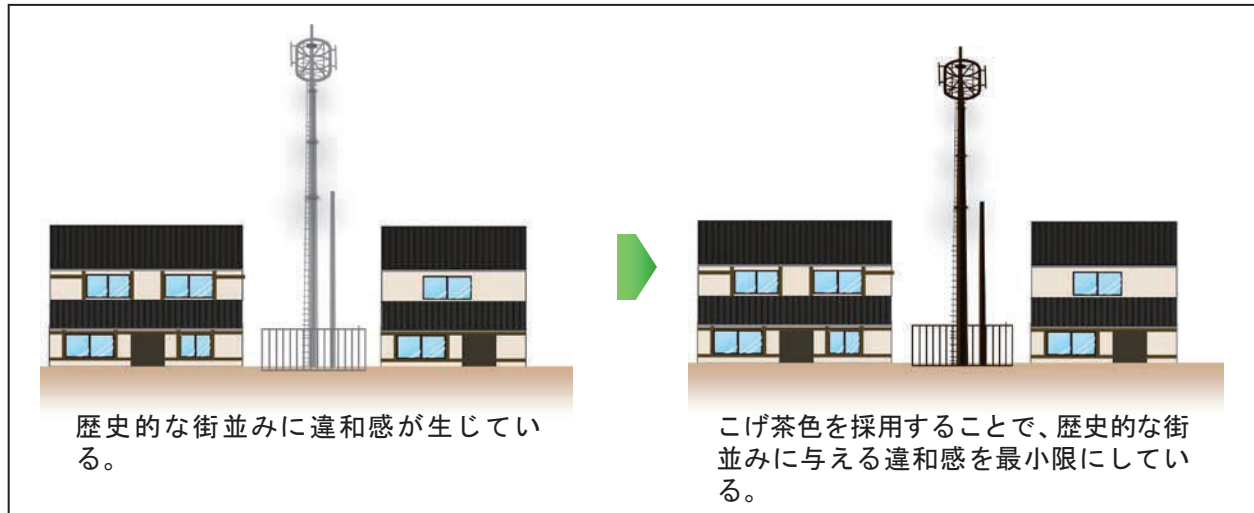


こ・の) 歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。

【具体的な配慮の内容】

●歴史的街並みに調和するような色彩

- ・歴史的な街並みや文化財などに近接する場合は、違和感を生じさせないように、彩度を抑えるなど、歴史的街並みの連続性を確保する。



○（参考）津軽地域（内陸部）の推奨色範囲と代表例（出典：「青森県景観色彩ガイドブック」）

①主に自然環境との調和をはかるケース

・白神山地や岩木山の豊かな自然環境の保全が重要な地域です。彩度の低いブラウン系を基調に、森や山肌の美しさを保つ低彩度色が適しています。

●基調色			
色相 2.5YR~5G 明度 5~7.5 彩度 1~3	7.5YR5.5/2	10R4/3	7.5YR5/3
色相 7.5R~10G 明度 2~5 彩度 0.5~4			
	5YR4.5/1.5	7.5YR3/2	2.5YR4/4
	2.5YR2/1.5	10YR3/1.5	5G2.5/2.5

●準基調色			
色相 2.5YR~10G 明度 5~8 彩度 1~4	10YR5/2	2.5Y7.5/1	10YR7/2
色相 10R~10G 明度 2~5 彩度 0.5~4			
	7.5YR2/0.5	2.5YR4/2	10G4/4

②自然が豊富な環境で、町並や人工物どうしの調和をはかるケース

・水平基調の広大な水田景観の中に点在する建造物は、遠方からも視認され、景観に対する影響も大きいので、周囲から突出しないよう注意が必要です。

・冬季の積雪も深く、無塗装の木の雪囲いや赤茶系の暖かみのある色遣いが伝統的に多い地域です。ベージュやブラウン、アイボリー系も、いくぶん彩度を上げた色使いが落ち着きを感じさせます。

●基調色			
色相 2.5YR~10Y 明度 5~8 彩度 0.5~4.5	10YR6/2.5	10YR7/2	1Y8/1
色相 7.5R~10YR 明度 2~5 彩度 0.5~5			
	7.5YR5/2	7.5YR5.5/4	7.5YR6/3
	5YR4/1.5	7.5YR4/3	2.5YR5/4.5

●準基調色			
色相 2.5YR~10Y 明度 5~9 彩度 0.5~6	2.5YR5/6	5YR4/5.5	5PB2.5/4
色相 5R~5PB 明度 2~5 彩度 6以下			
	6R2.5/4	2.5YR3/1.5	2.5G2.5/2.5

③市街地で、町並や人工物どうしと調和をはかるケース

・地区のちがいにともよりますが、伝統的な町並や建築が多いこの地域では、全体としておちついた色調を重視していく必要があります。

・色みの強さよりも、素材感や重厚感を大切にし、周囲の景観とマッチする色調に整える必要があります。

●基調色			
色相 5YR~10Y 明度 5~8.5 彩度 3以下	2.5Y5/1	10YR7/0.5	5Y7/1.5
色相 2.5YR~10YR 明度 2~5 彩度 4以下			
	7.5YR5/2	10YR5.5/2	5Y6/1
	Y系 N2.5	2.5YR4/2	Y系 N3.5

●準基調色			
色相 2.5YR~10Y 明度 5~9 彩度 4以下	N5.5	2.5G4.5/2	2.5YR4/3
色相 10R~5PB 明度 2~5 彩度 5以下			
	Y系 N2.5	2.5G2.5/2.5	2.5YR2/1.5

※色見本は、印刷による色実現のため、実際のマンセル値とは若干異なります。

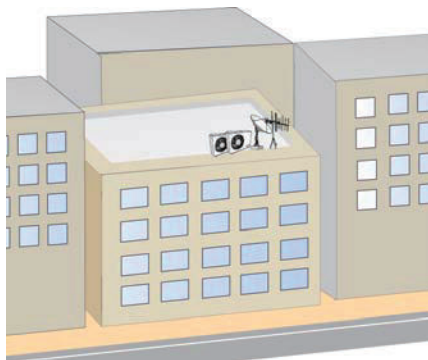
3-1-①-エ) 屋外設備等

さ) 道路や河川、公園等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないように努めること。

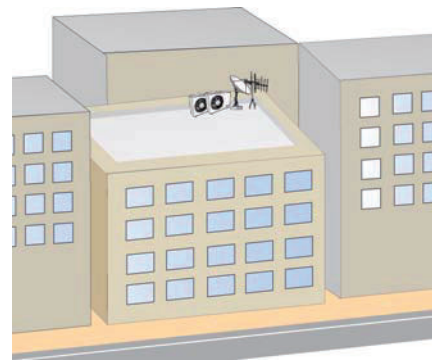
【具体的な配慮の内容】

●屋上の設備等は目立たないよう配慮

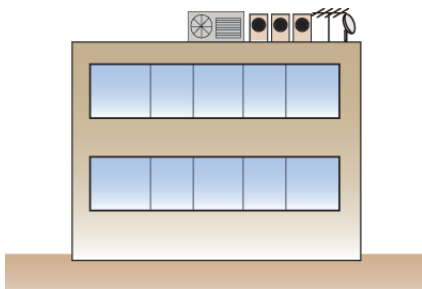
- ・屋外の非常階段は、主要な街路や公園などの、公共的な場所からはできる限り見えないようにする。
- ・屋上、外壁、建物周囲に設置する建築設備や配管類、工作物は、通りから見やすい場所への配置を避ける。やむを得ない場合は、ルーバー等の目隠しや建築物本体と調和した色彩を用いることなどにより、目立たないよう処置を講じる。



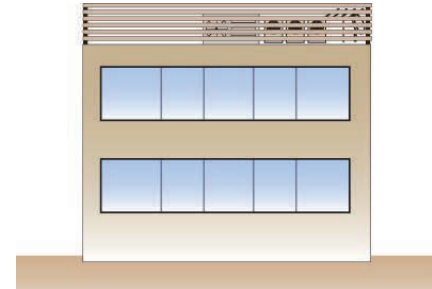
屋上設備等が道路から見える位置に設置されている。



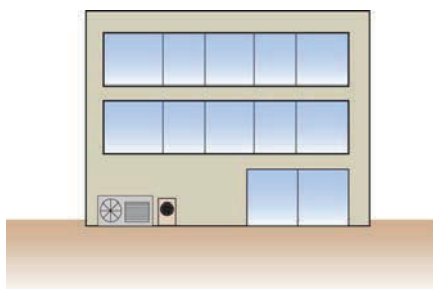
屋上設備等が道路等から見えにくい位置に設置されている。



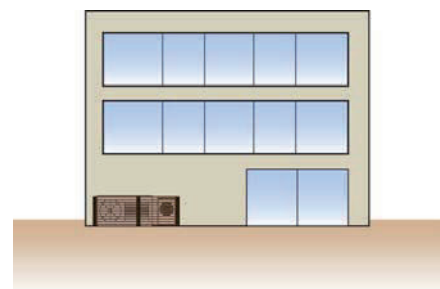
屋上設備等がむき出しになっている。



屋上設備等をルーバーで覆い、目立ちにくいよう配慮している。



道路に面して設ける屋外設備がむきだしになっている。



目隠しを設けることで、目立ちにくいよう配慮している。

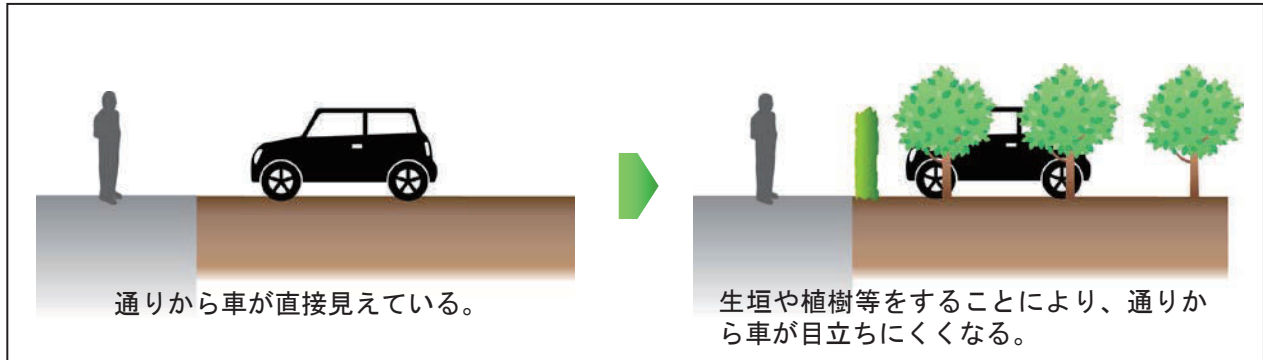
3-1-①-オ) その他

し) 屋外に駐車場を設ける場合は、道路など公共空間から直接見えない配置となるよう努めること。やむを得ない場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●道路から目立たない構造

- ・屋外駐車場については、通りから直接見えにくい位置や構造とし、やむを得ない場合には、植栽等により、沿道にうるおいを持たせるよう努める。



す) 周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮し、生垣や板塀等の設置に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●街並みの連続性への配慮

- ・周辺の街並みとの調和が求められる地域においては、道路に接する部分に、周辺の街並みに合わせた生垣や板塀等を設けるなど、街並みを整える。

せ) 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植によって修景に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●樹木をそのまま保存できるように建築物などの配置に配慮

- ・樹姿または樹勢のすぐれた樹木がある場合は、樹木を保存できるよう、建築物等の規模や配置に配慮する。
- ・樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。

3-1-② 工作物

3-1-②-ア) 配置・規模

そ) 周辺の自然景観との調和や街並みとの連続性に配慮し、突出感や圧迫感を与えない配置・規模とすること。

と) 周辺の街並みの連続性や背景の山並みと違和感がない高さとする。ただし、機能上やむを得ない場合を除く。

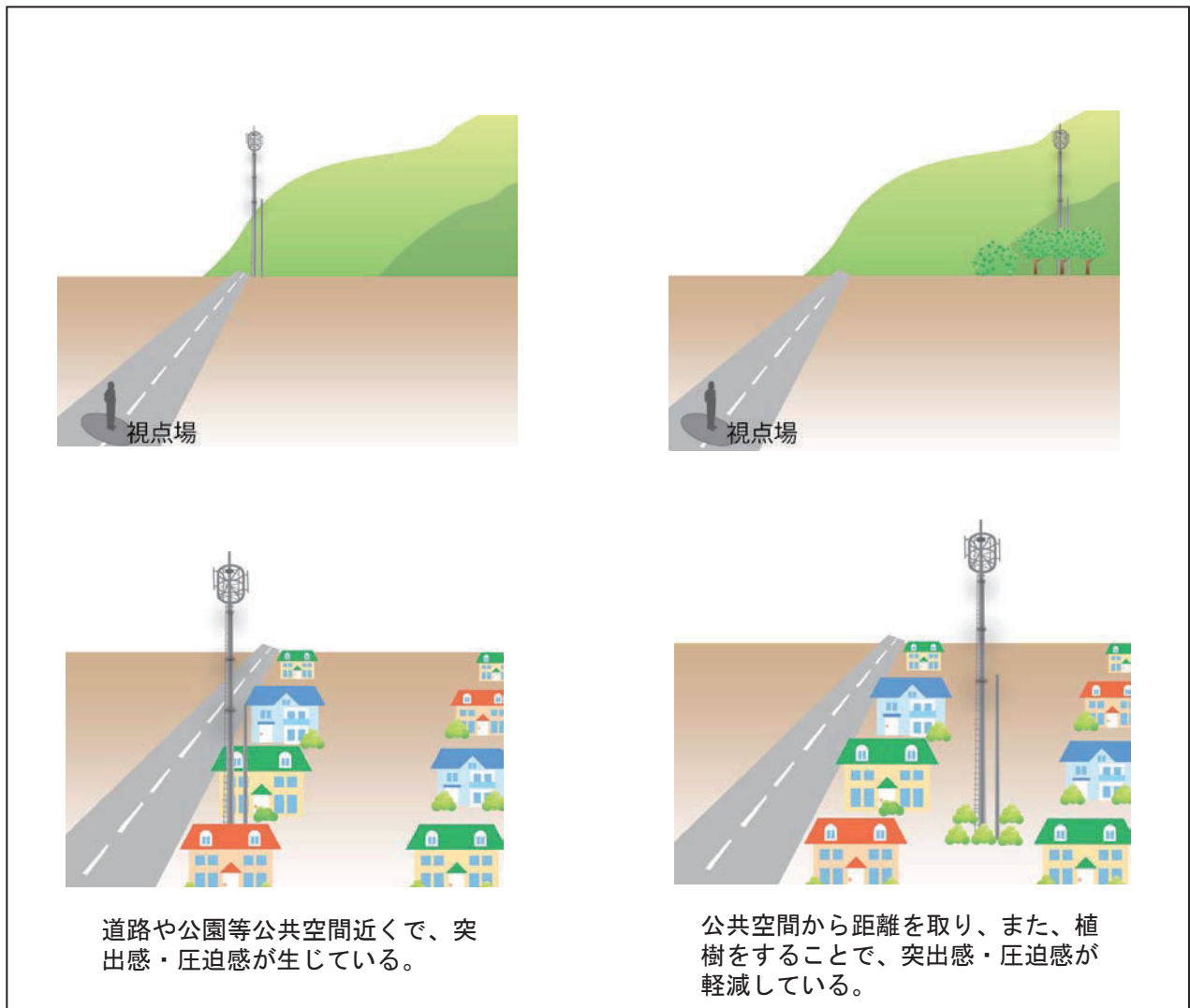
【具体的な配慮の内容】

●周辺の街並みや自然景観との調和

・鉄塔や携帯電話の基地局等一定の高さが必要な工作物は、道路など公共的な場所から背景となる街並みや山並みの景観との調和に配慮した配置・規模とする。

●セットバックや緑化などによる突出感・圧迫感の軽減

・敷地境界線からセットバックして緑化等を施すことにより、突出感・圧迫感を軽減する。



3-1-②-イ) 形態・意匠

な) 周辺の自然景観や背景となる景観との調和に配慮し、違和感のない形態意匠とすること。

【具体的な配慮の内容】

●自然景観への配慮

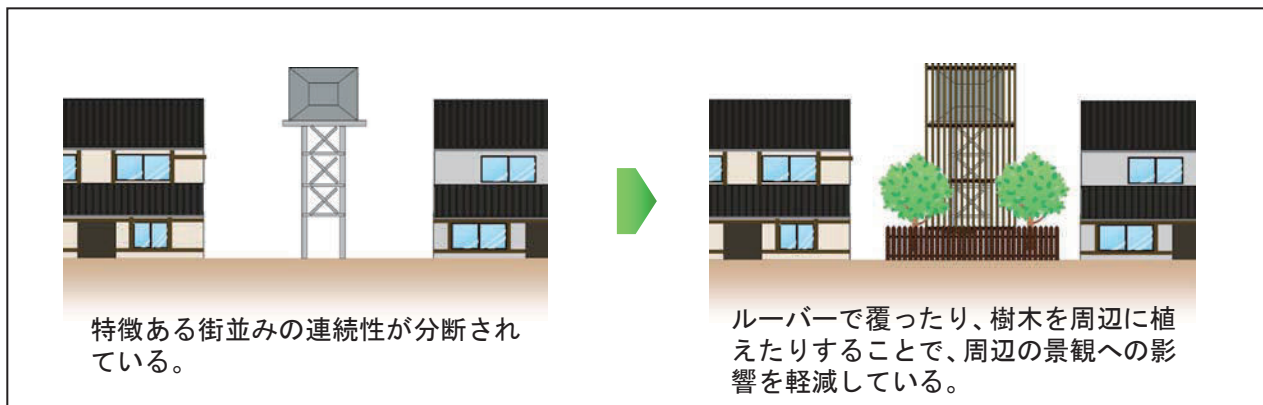
- ・メタリックな光沢のある素材などを使わず、また、特殊な形状としないことで、周辺の自然景観や背景となる景観に違和感を与えない形態意匠とする。

に) 周辺や通り沿いで特徴ある街並みがある場合は、その連続性に配慮した形態意匠とすること。

【具体的な配慮の内容】

●まちなみの連続性への配慮

- ・住宅などの街並みの連続性がある地域では、まわりの建築物の形態意匠との調和に配慮し、街並みの連続性を確保する。

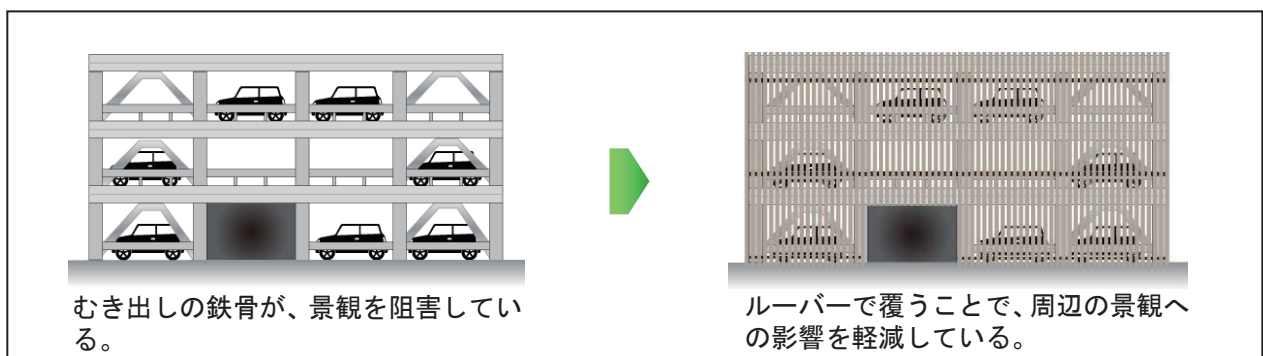


ぬ) 立体駐車場を設置する場合は、敷地内の建築物と一体的な形態意匠となるよう努めること。また、車が直接見えないように目隠しとなる外壁やルーバー等の設置に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●建築物との一体性の確保

- ・建築物に付属する立体駐車場を設置する場合は、建築物に合わせた形態、意匠とするよう配慮する。
- ・外壁やルーバー等を設置し、車が直接見えないよう配慮する。



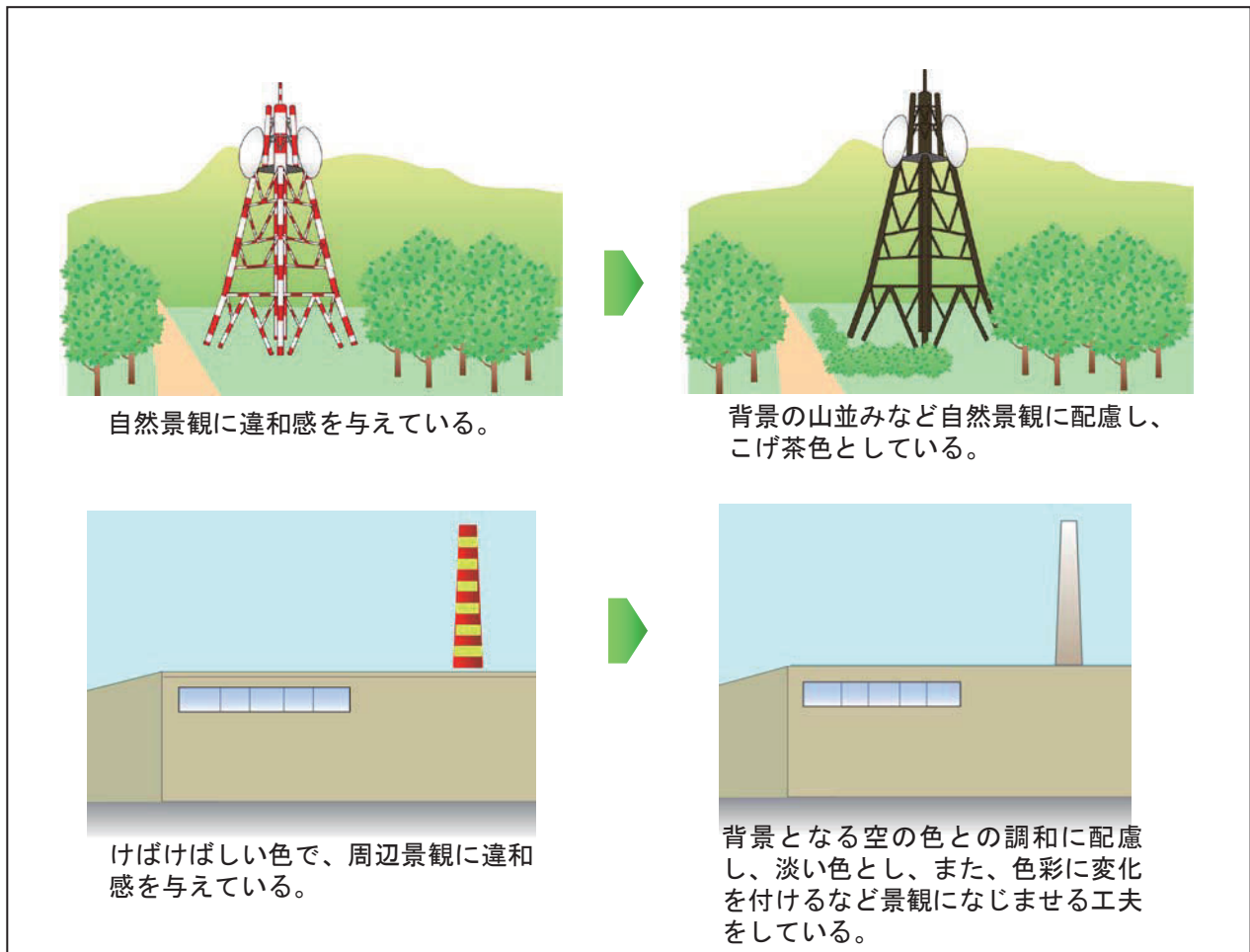
3-1-②-ウ) 色彩

ね) 周辺の自然景観や街並み、背景となる山並みや田園景観との調和に配慮し、けばけばしくならない色彩とすること。

【具体的な配慮の内容】

● 周辺景観に調和するような色彩

- ・ 周辺の建築物などと類似した色彩や、山並みや田園の自然景観を損なわない色彩を使用するなど、周辺との調和に配慮する。



の) 歴史的な街並みや文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。

【具体的な配慮の内容】

● 歴史的街並みに調和するような色彩

- ・ 歴史的な街並みや文化財などに近接する場合は、違和感を生じさせないように、彩度を抑えるなど、歴史的街並みの連続性を確保する。

3-1-③ その他の行為（開発行為、土石の採取等、土地の形質の変更、水面の埋立等、物件の堆積）

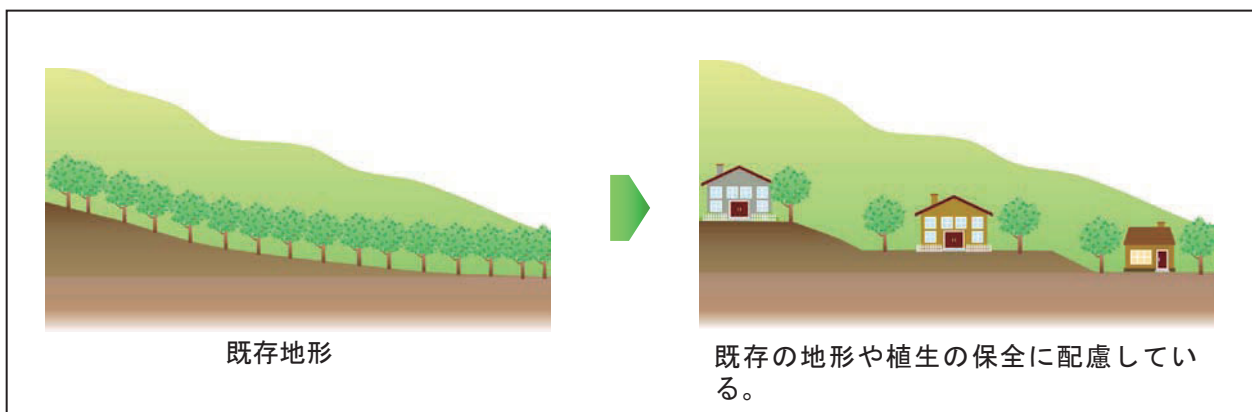
3-1-③-ア) 方法

は・ま・ゆ) 現況の地形をできる限り活かし、長大なのり面・擁壁が生じないように努めること。やむを得ない場合は、のり面を郷土種等を用いて緑化し、又は擁壁を周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮した形態・素材とすること。

【具体的な配慮の内容】

●既存の地形と植生の保全

- ・現状の自然の地形や植生をできるだけ残すようにする。
- ・敷地の傾斜を活かした計画とし、長大なのり面や擁壁が生じないようにする。



●擁壁の修景・緑化

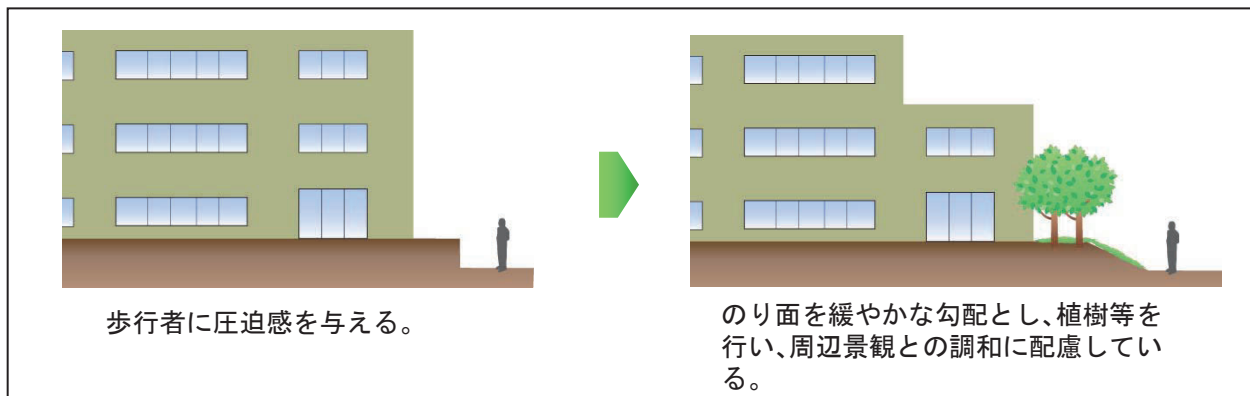
- ・コンクリートの型枠や仕上げ材で表面処理を工夫し、周囲になじみやすい意匠とする。

ひ・み・よ) のり面は、できる限り緩やかな勾配とし、緑化に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●のり面勾配の緩和

- ・勾配の急なのり面は、周囲に圧迫感を与えるだけでなく、植栽できる樹種が限られるため、できる限り緩やかな勾配とする。
- ・景観への影響を和らげるため、擁壁の前面に植栽帯を確保し、または緑化ブロックを使用する。

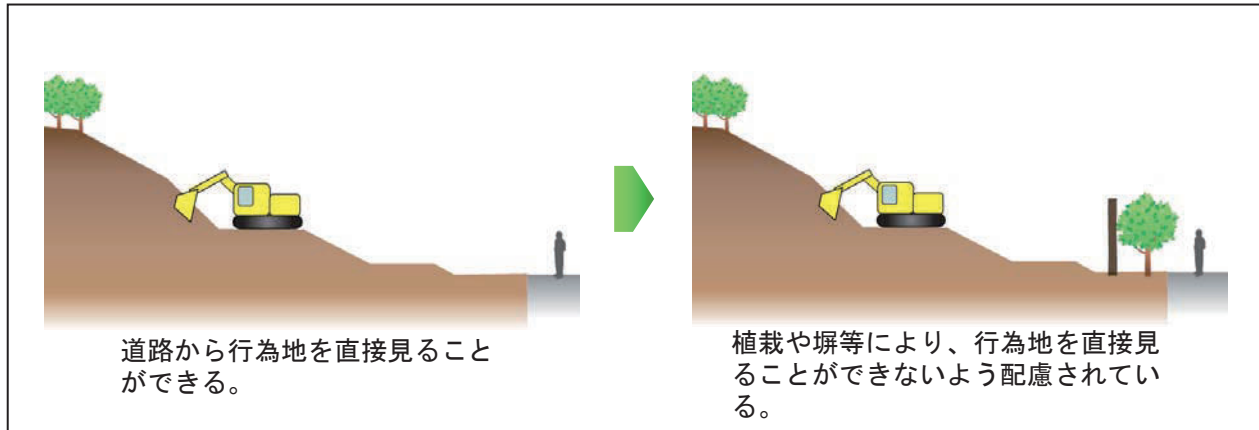


ほ) 採取又は掘採は整然と行い、緑化や周辺の景観との調和に配慮した塀等による修景に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●緑化や塀等による周辺への配慮

・周囲から目立ちにくい場所で採取・掘採を行うか、緑化や塀等により行為地を直接見ることができないよう配慮する。

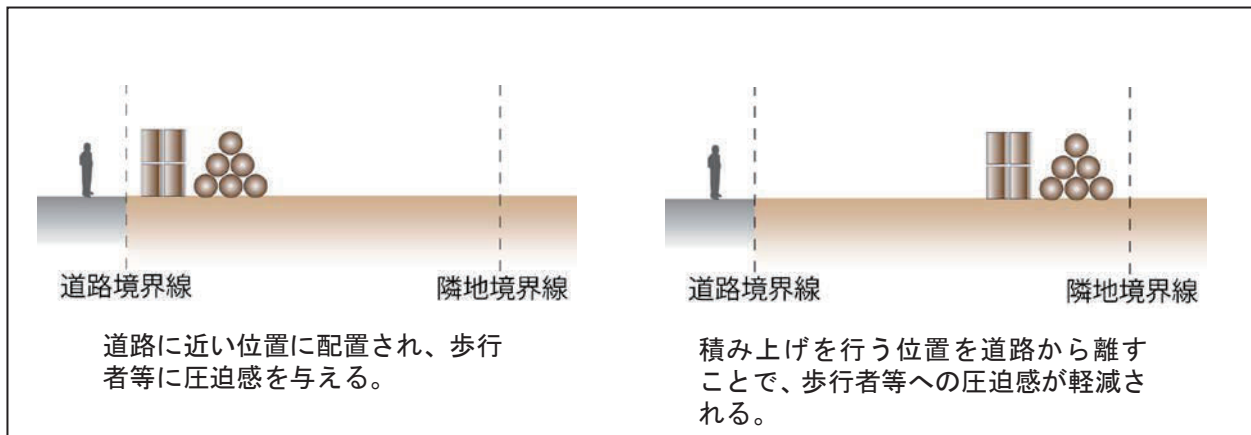


む・d) 道路や河川、公園等の公共の場所から目立ちにくい位置・規模となるよう努めること。

【具体的な配慮の内容】

●公共の場所から離す

・採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、公共の場所から距離を取る。



わ) 駐車場を整備する場合は、できる限り出入口を限定するとともに、敷地の外周を周辺の景観との調和に配慮した目隠し修景に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●駐車場を整備する場合の沿道にうるおいを演出する配慮

・人通りの多い通り沿いにはできる限り出入口を設置することを避け、緑化することで、沿道にうるおいを持たせる。

を) 周辺に生垣や板塀等がある場合は、街並みの連続性に配慮した修景に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●周辺のまちなみとの調和への配慮

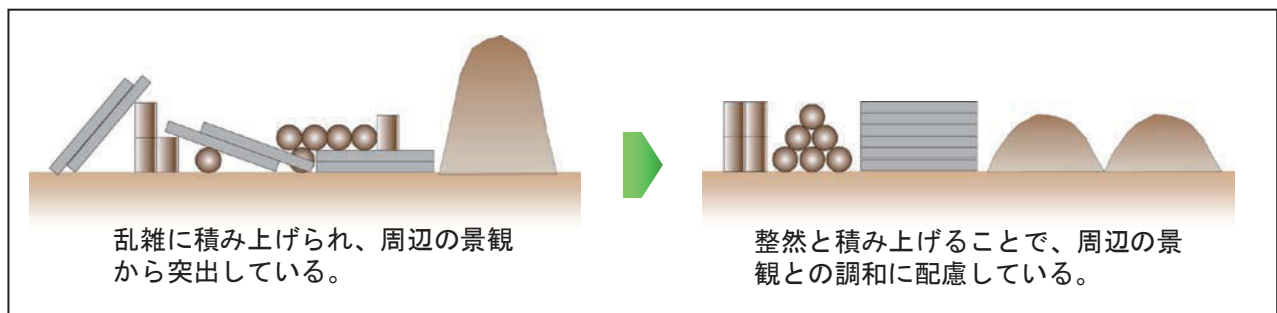
- ・周辺に生垣や板塀などがあり、調和が求められる地域においては、道路に接する部分に、生垣や板塀を設けるなど、街並みの連続性に配慮する。

e) 積み上げる際は、高さをできる限り抑えるとともに、整然とした集積又は貯蔵となるよう努めること。

【具体的な配慮の内容】

●整然とした堆積

- ・堆積物が外部から見られる場合には、高さや向きをそろえるなど、できる限り整然と集積・貯蔵する。



3-1-③-イ) 形状

c) 護岸、堤防等は、周辺の景観との調和に配慮した形態、素材等とすること。

【具体的な配慮の内容】

●護岸等の工夫による周辺景観への配慮

- ・護岸、擁壁等については、自然石の積み上げや表面を石張りにするほか、自然素材に似せたコンクリート材を使用するなど、人工的な印象をやわらげるように工夫する。

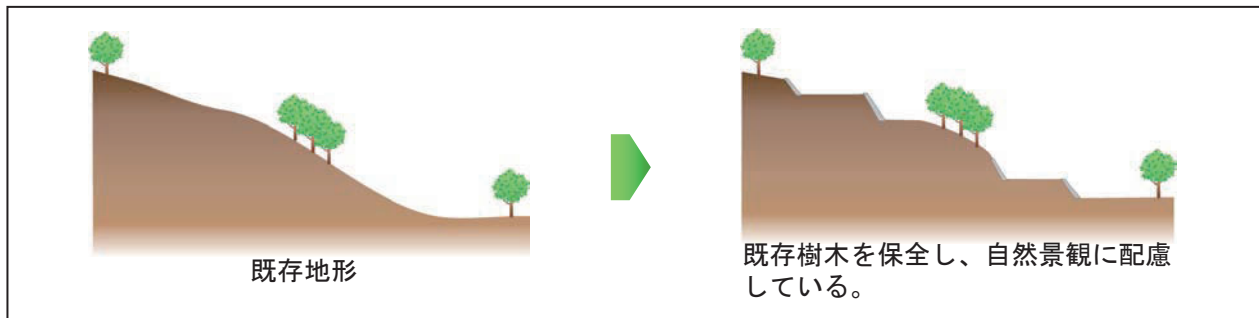
3-1-③-ウ) その他

い・も・a・f) 行為地内に樹姿又は樹勢の優れた樹木がある場合は、保存又は移植による修景に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●樹木をそのまま保存できるように配慮

- ・樹姿または樹勢の優れた樹木がある場合は、樹木を保存できるように配慮する。
- ・樹木をそのまま保存できない場合は、敷地内で移植し、修景に活かす配慮をする。

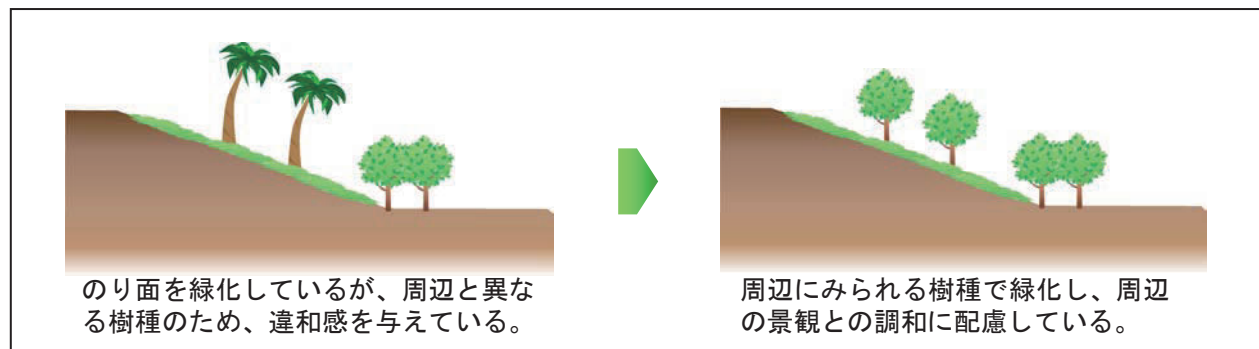


へ) 周辺の植生との調和に配慮した緑化に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●周辺景観と調和した緑化

- ・のり面などの緑化にあたっては、自然景観の復元に配慮し、できる限り周辺に存在する樹種を使用するなど、周辺の景観と調和した緑化に努める。



め) 跡地は、周辺の植生との調和に配慮した緑化に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●周辺景観と調和した緑化

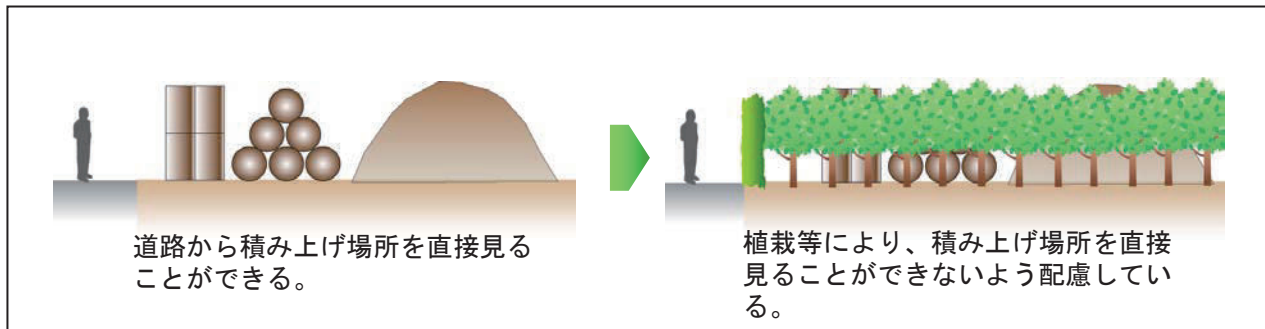
- ・緑化による復元を行う場合には、できる限り周辺に存在する樹種を使用するなど、周辺の景観と調和した緑化等に努める。

や・b・g) 道路や河川、公園等の公共の場所から見える場合は、生垣や植栽又は、周辺の景観との調和に配慮した塀等により目隠し修景に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●周辺緑化等による遮へい

- ・採取や掘採する場所が目立ちにくいよう、周辺を植栽や塀等により遮へいする。



3-2 景観形成重点地区内での行為

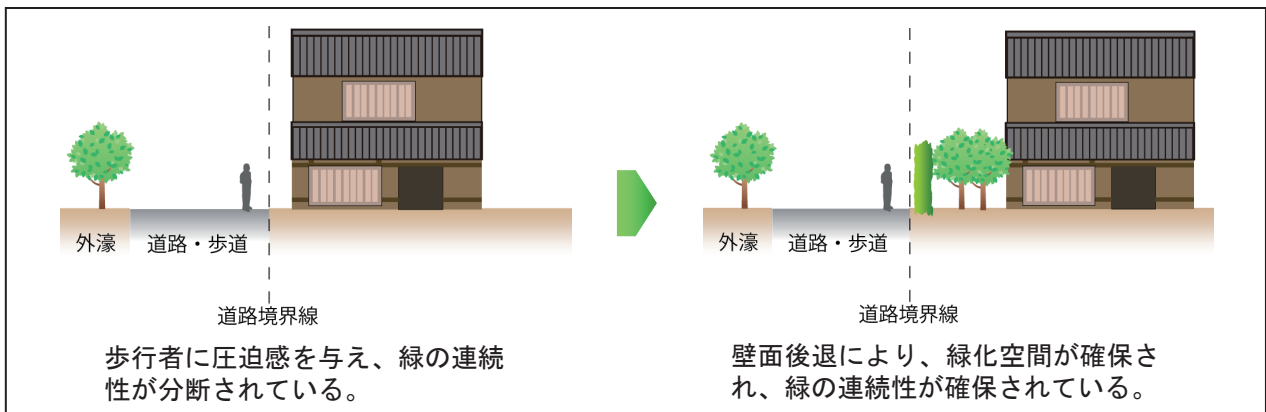
3-2-① 建築物・工作物共通

3-2-①-ア) 配置

追手門 東門 西濠 馬屋町

あ) 外濠に面する場合は、外濠と緑（桜）の連続性に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。
あ) 弘前公園に面する場合は、弘前公園の緑との調和に配慮し、立地条件に合わせて後退すること。

【具体的な配慮の内容】



●外濠・緑（桜）との連続性に配慮した位置

- ・外濠（または弘前公園）に面する場合は、立地条件に合わせて道路境界線から後退させ、緑化空間を確保する。

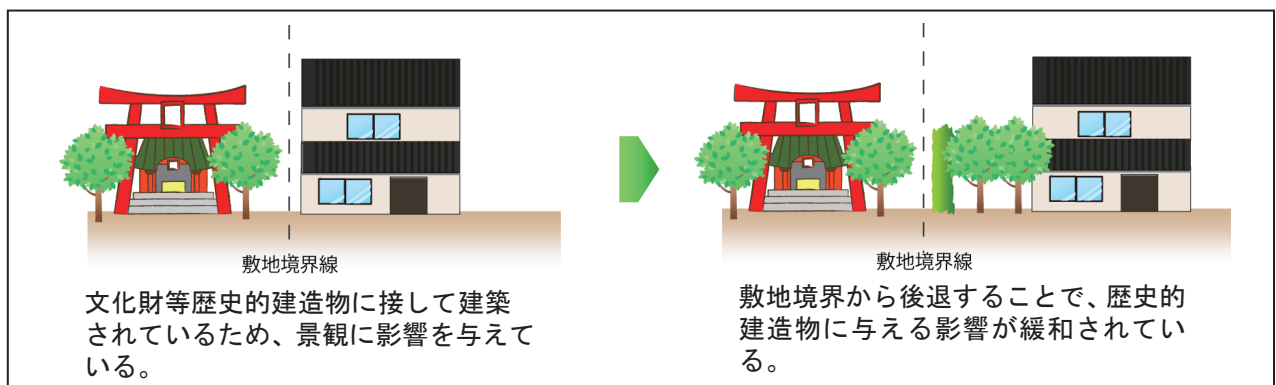
全エリア

い) 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない位置とすること。

【具体的な配慮の内容】

●文化財の存在を阻害しない位置

- ・地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、できる限り離して配置するなど、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。



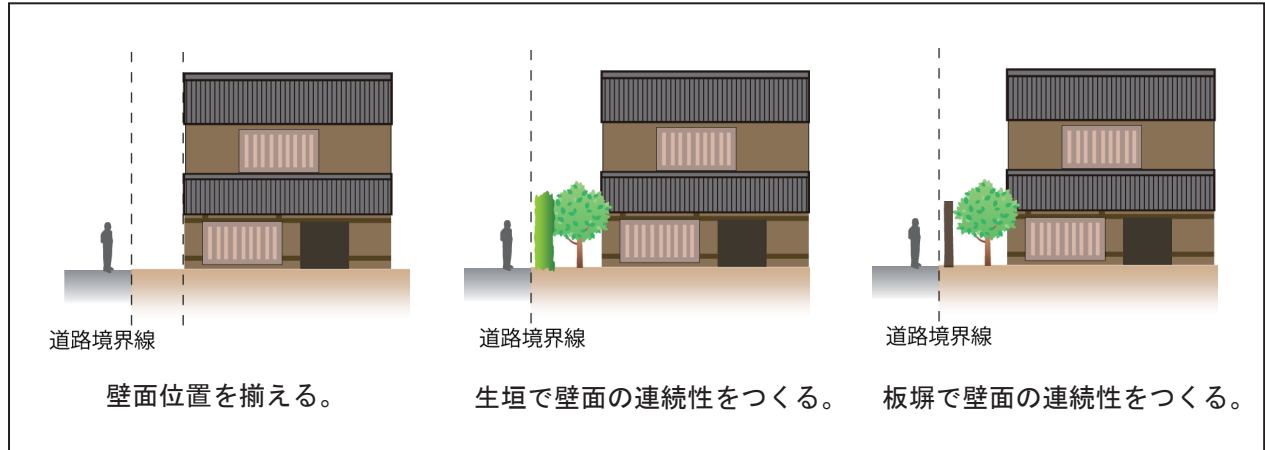
西 濠 馬屋町

う) 通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮した位置とすること。

【具体的な配慮の内容】

● 歴史的な街並みに配慮した位置

- ・ 通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みに配慮して、壁面の位置を揃える、塀を設置するなどにより、連続性を確保する。



北 門

え) こみせのある街並みに配慮し、建築物の壁面の位置をそろえるよう努めること。

【具体的な配慮の内容】

● こみせのある街並みに配慮した壁面の位置

- ・ こみせのある歴史的な趣が残る街並みに配慮して、壁面の位置を揃えるなどにより、連続性を確保するよう努める。



川崎染工場



山口製畳所

お) 弘前公園と藤田記念庭園の緑のつながりに配慮した位置とすること。

【具体的な配慮の内容】

●緑の連続性に配慮した位置

- ・弘前公園と藤田記念庭園の間に位置する場合は、配置を工夫することにより、緑の連続性を確保する。

か) 追手門広場/ねぶた村前からの岩木山の眺めを阻害しない位置とすること。

【具体的な配慮の内容】

●岩木山の眺めに配慮した位置

- ・岩木山への眺望を遮らないように敷地内の建物配置を工夫する。



追手門広場からの岩木山



ねぶた村前からの岩木山

き) 新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮した位置とすること。

【具体的な配慮の内容】

●坂道の眺めへの配慮した位置

- ・坂道景観の連続性に配慮し、壁面の位置を揃えるなど、敷地内の建物配置を工夫する。



新坂



新町坂

3-2-①-イ) 規模

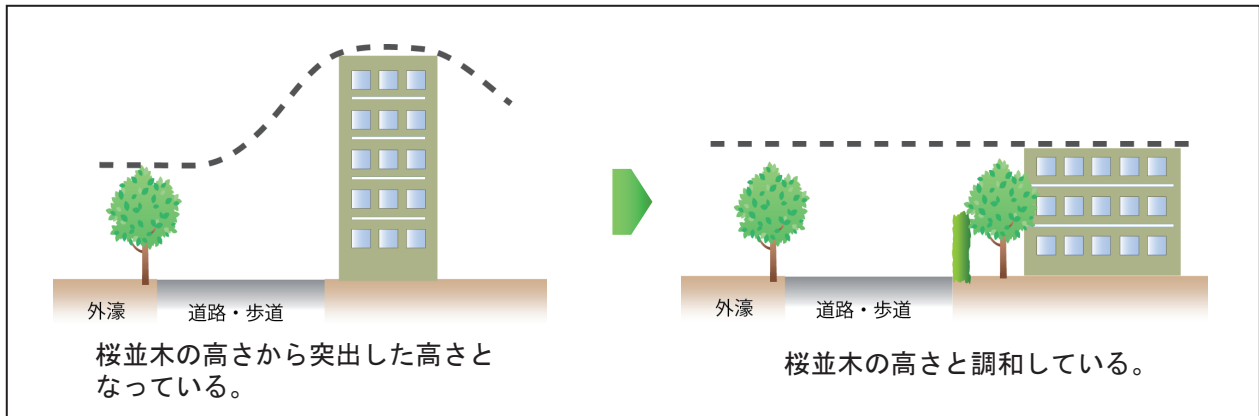
追手門 東門 北門 西濠 馬屋町

く) 外濠/弘前公園の緑(桜)との調和に配慮した高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。

【具体的な配慮の内容】

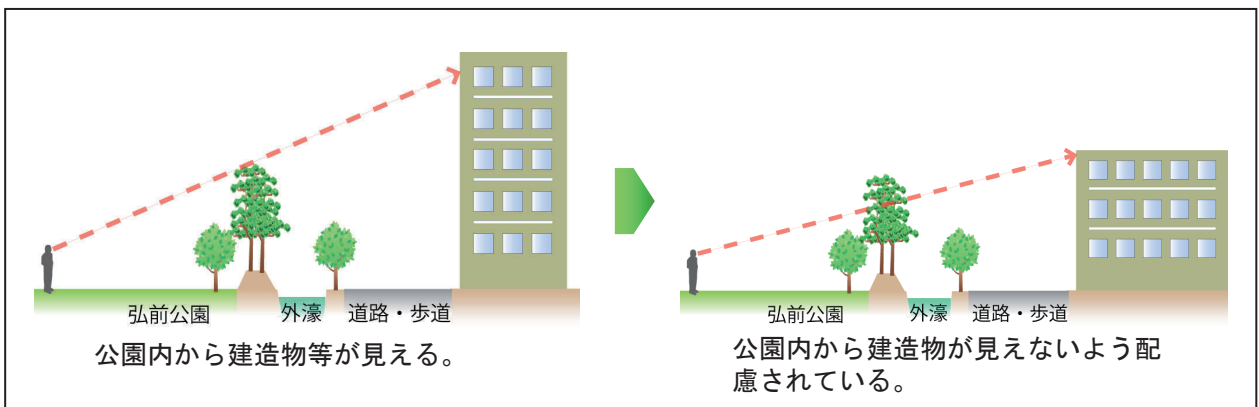
● 外濠(または弘前公園)の桜に配慮した建物等の高さの工夫

- ・ 外濠(または弘前公園)の緑(桜)がある通りに位置する場合は、通りを挟んで向かい側の公園の緑との調和に配慮した建築物等の高さとする。



● 桜並木の背景としての建築物等の高さの工夫

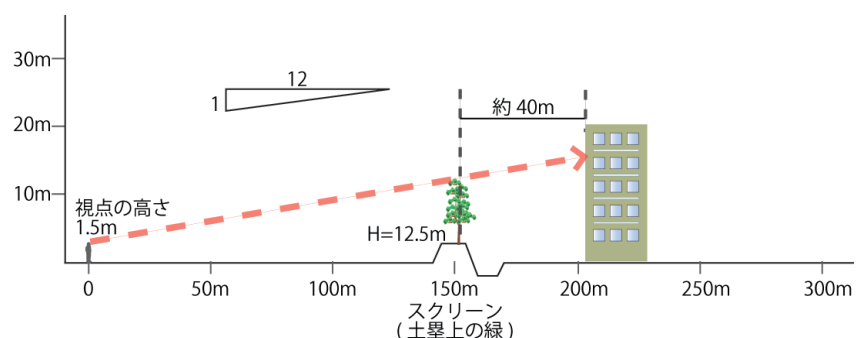
- ・ 公園内から見る桜や松の木の背景から見えないよう、建築物等の高さを抑える。



○ (参考) 公園内から建造物が見えないための考え方

(出典:「弘前市街並み景観ガイドライン」)

弘前公園内における土塁付近の樹木をひとつのスクリーン(H=約12.5m)としてとらえ、外周道路に沿った視点場(土塁からの距離150m、視点の高さ1.5m)を設定し公園内からの見え方を基準とし、そこから建物本体が見えないことを原則とする。



東門

け) 周囲の建築物との調和に配慮し、街並みから突出した高さとならないこと。

【具体的な配慮の内容】

●歴史的な街並みに配慮した高さの工夫

- ・歴史的な落ち着いた街並みと調和させるため、周囲から突出しないよう建築物等の高さを抑える。

藤田記念庭園

こ) 弘前公園と藤田記念庭園の緑とのつながりを著しく遮らない高さとする。また、公園内から眺める桜並木の背景から突出した高さとならないこと。

【具体的な配慮の内容】

●緑の連続性に配慮した高さの工夫

- ・弘前公園と藤田記念庭園の間に位置する場合は、緑の連続性に配慮し、建築物等の高さを抑える。

●桜並木の背景としての建築物等の高さの工夫

- ・公園内から見る桜並木の背景から見えないよう、建築物等の高さを抑える。

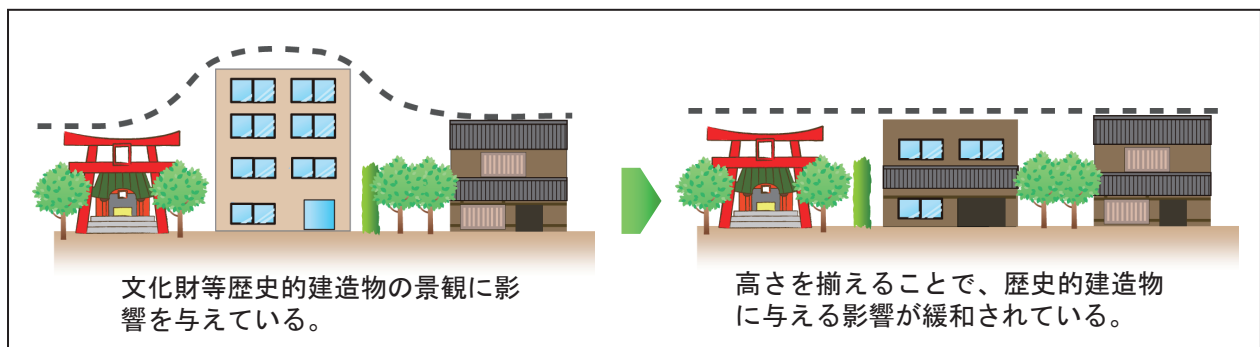
全エリア

さ) 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない規模とすること。

【具体的な配慮の内容】

●文化財に配慮した規模

- ・地域のシンボルとなる文化財などの景観資源に近接する場合は、高さを抑えることにより、地域を特徴づける景観を阻害しないよう配慮する。



追手門 北門

し) 追手門広場/ねぶた村前からの岩木山の眺めを阻害しない高さとする事。

【具体的な配慮の内容】

●岩木山の眺めに配慮した高さ

- ・岩木山への眺望を遮らないように建築物等の高さを工夫する。

西濠 馬屋町 藤田記念庭園

す) 春陽橋からの西濠の眺めを阻害しない高さとする事。

【具体的な配慮の内容】

●春陽橋から西濠の眺めに配慮した高さ

- ・桜並木の背後に位置する場合は、桜並木の背景から突出しないよう高さを抑える。



春陽橋からの西濠

元寺町・本町

せ) 東門エリアとのつながりや、古今・和洋の建築物との調和に配慮した高さとなるよう努める事。

【具体的な配慮の内容】

●街並みに調和した高さ

- ・街並みを特徴づけている文化財などの景観資源に配慮した高さとするよう努める。



三上ビルと田中屋



石場旅館と弘前教会礼拝堂

そ) こみせのある街並みに配慮し、道路に面する部分の高さをそろえるよう努めること。

【具体的な配慮の内容】

●こみせのある街並みに配慮した高さ

- ・こみせがある歴史的な街並みに配慮して、道路に面する部分については、周辺の街並みと高さを揃えるよう努める。

た) 新坂や新町坂に近接する場合は、坂道景観の連続性に配慮し、建築物等の高さをそろえるよう努めること。

【具体的な配慮の内容】

●坂道景観に配慮した形態意匠

- ・段々状のボリュームや連続する傾斜屋根などを採用し、坂道であることが視覚的に表現されるような建物の形態とするよう努める。



段々状の建物と傾斜屋根により、地形に調和した景観を形成している。

3-2-①-ウ) 形態意匠

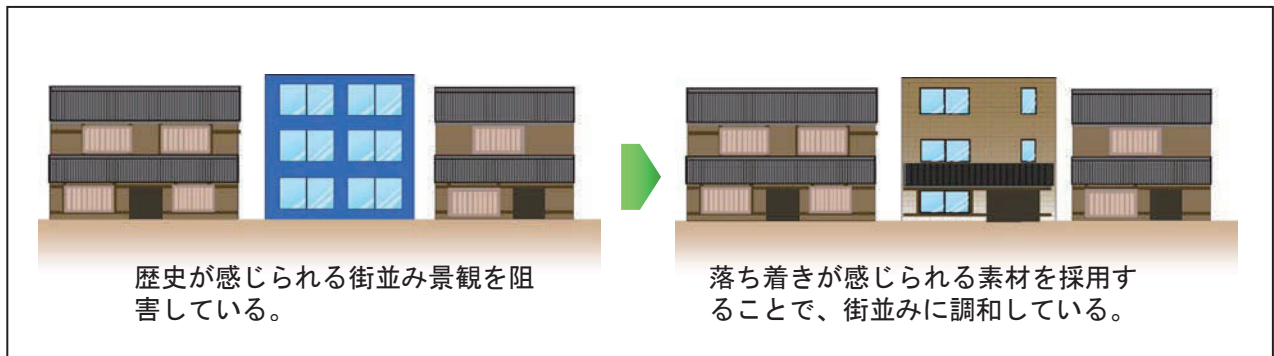
全エリア

ち) 弘前公園の歴史性を意識し、自然素材や光沢がないタイルなど、落ち着いた感じられる素材の採用に努めること。

【具体的な配慮の内容】

● 落ち着いた感じられる素材の採用

- ・ 周辺の景観になじみにくい色（彩度の高い色）は極力用いず、地域の景観になじむ素材を採用するよう努める。
- ・ 光沢のある素材は大面積での使用は控えるよう努める。



追手門

つ) 城下町弘前の歴史・文化を象徴する地区にふさわしい落ち着いた感じと風格のある形態及び意匠とすること。

【具体的な配慮の内容】

● 弘前市の歴史・文化・行政の中心にふさわしい形態意匠

- ・ 市役所や観光館、裁判所など、各種公共施設と調和した落ち着いた感じと風格のある形態意匠とする。
- ・ 規模の大きな建築物は、単調な連続壁面とせず、壁面を分節する。
- ・ 地区の特性を活かし、材料はレンガ、タイル等、凹凸のはっきりしたものとし、全面への使用ができない場合は、部分的なアクセントとして用いる。



弘前市役所



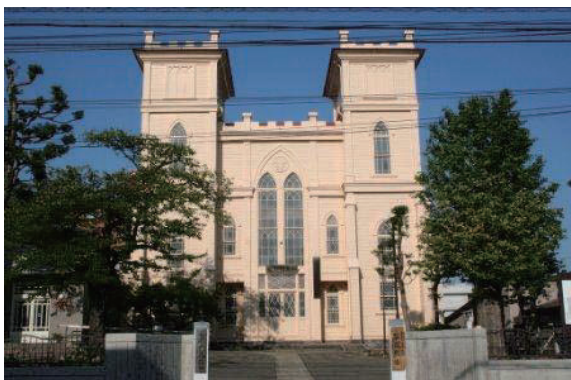
青森地方・家庭裁判所弘前支部

- て) 古今・和洋の要素が混在している通り景観の魅力を高めるため、通りからの見え方を意識した形態意匠とすること。
- と) 優れた景観資源と融合するデザイン性の高い先導的な形態意匠となるよう努めること。

【具体的な配慮の内容】

●地区のシンボルとなる建物への配慮

- ・通りに面する個々の建物が周辺の建物と連続し、一体となって街並み全体の個性を形成するようエリアのシンボルとなる建物となしませる形態意匠とする。
- ・材料については、煉瓦やしっくい、下見板等の伝統的なものを採用するよう努める。



日本基督教団弘前教会礼拝堂



翠明荘

- な) 隣接する商業地や住宅地の街並みとの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。

【具体的な配慮の内容】

●周辺の街並みの連続性への配慮

- ・周辺の街並みと調和した形態意匠とする。
- ・住宅の場合は、伝統的な和風の形態意匠を採用するよう努める。
- ・大規模な建築物の場合は、レンガ、タイル等、凹凸のはっきりした材料を採用し、全面への使用が困難な場合は、部分的なアクセントとして採用するよう努める。

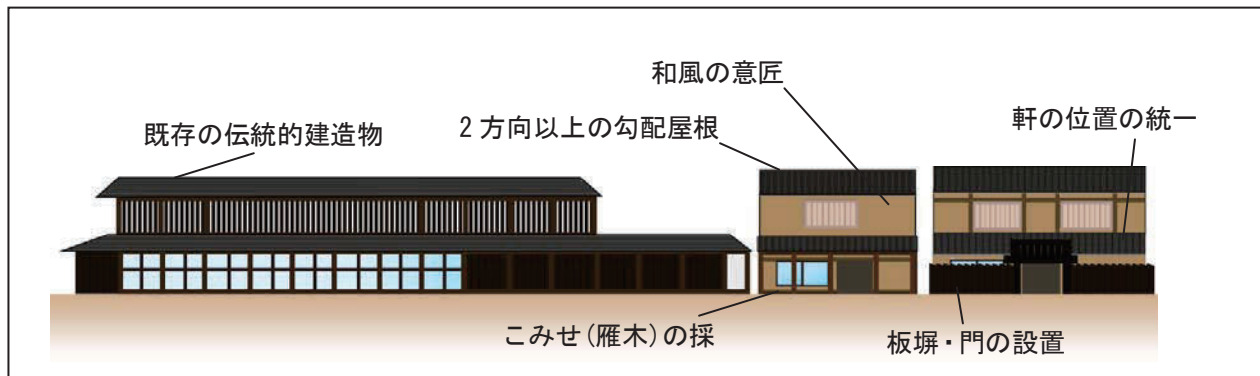
北門

に) 隣接する伝建地区の歴史的風致に配慮し、伝統的な形態及び意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。

【具体的な配慮の内容】

●伝統的な建造物への配慮

- ・隣接する仲町地区や地区内にある歴史的建造物に配慮し、伝統的な和風の形態意匠を採用するよう努める。
- ・やむを得ない場合は、板塀やさわら垣を設置するなど、街並みの連続性に配慮した形態意匠とする。



西濠 馬屋町 藤田記念庭園

ぬ) 伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、落ち着いた風格のある形態及び意匠とすること。

【具体的な配慮の内容】

●伝統的な建造物への配慮

- ・仲町地区や地区内にある歴史的建造物に配慮し、落ち着いた風格のある形態意匠を採用する。
- ・板塀またはさわら垣を設置するよう努める。

追手門 東門 北門 西濠 馬屋町 藤田記念庭園

ね) 弘前公園の歴史性を意識し、無彩色、濃茶などの落ち着いた風格のある色彩とすること。ただし、公園の緑（桜）と調和が認められる場合や自然素材を使用する場合は、この限りでない。

【具体的な配慮の内容】

●景観資源を阻害しない色彩の採用

- ・歴史的なまちなみの連続性を確保するため、壁面等はあざやかさを抑えた色彩とする。
- ・上記にかかわらず、石や木、しっくいなどの素材を使用する場合は、素材本来の色を活かしたものとす。

の) 文化財などの地域のシンボルとなっている景観資源に近接する場合は、周辺からの見え方に配慮し、その存在を阻害しない色彩とすること。

【具体的な配慮の内容】

● 周辺の街並みに調和させる

- ・文化財などの景観資源に近接する場合は、基調色は、隣り合う建物や通りの建物全体の色彩との調和に配慮するとともに、彩度の低い色を選択する。

● 歴史的な街並みに調和した工作物の色彩

- ・弘前公園周辺では、歴史的な町並みに配慮して、案内標識や照明などのポールに濃茶色を採用している。このほかの工作物についても、原則として、濃茶または無彩色とする。
- ・工作物に係る弘前市の推奨色としては、弘前公園周辺の街路灯のポール等に採用されている「10YR2/1」（マンセル値）とする。

※工作物の推奨色（10YR2/1）



10YR2/1

は) 複数の色彩を使用する場合は、コントラストが大きくなるよう工夫すること。

【具体的な配慮の内容】

● 色のバランスへの配慮

- ・色数はあまり多くせず、過度な塗り分けは避け、屋根色と壁面色は調和した色彩とする。
- ・複数の色彩を使用する場合でも、壁面は無彩色や濃茶などとし、ある一定の色彩幅の中で連続性を保ちながら、部分的にアクセント色を使用する。

ひ) 屋根は、黒、濃茶などの落ち着いた色彩とすること。

【具体的な配慮の内容】

● 景観になじむ落ち着いた色彩

- ・屋根には、黒や濃茶などの落ち着いた色彩を用いる。

3-2-①-エ) 屋外設備等

全エリア

ふ) 道路や外濠等の公共空間から直接見えにくい場所に配置し、建築物等の本体と一体的な意匠となるよう努めること。やむを得ない場合は、植栽や格子・ルーバー等の目隠し修景により露出しないこと。

【具体的な配慮の内容】

●建築物に付帯する設備は周辺から目立ちにくい場所に設置する
(室外機・供給設備等)

・室外機や供給設備など建築物に付帯する設備は、できる限りまとめて設置し、建築物の意匠に組み込むようにするよう努める。



室外機を囲いで覆った例
(加藤味噌醤油醸造元)

●意匠上の配慮が難しい場合は、囲い等で遮へいする(室外機・供給設備等)

- ・室外機などは囲いを設置する。
- ・屋上設備はルーバーなどで遮へいする。
- ・地上設備は樹木や生垣などで遮へいする。

●建築物の意匠に合わせ、周囲から目立ちにくいようにする(屋外階段等)

- ・屋外階段は建築物の構造に組み込む。
- ・建築物の意匠に合わせるとともに、手すりやフェンスは目立ちにくい色彩とする。

3-2-①-オ) その他

追手門

東門

北門

藤田記念庭園

へ) 生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●歴史的な町並みと調和した生垣や伝統的な塀の設置

・歴史的な町並みと調和した、生垣や黒板塀などの伝統的な塀等の設置に努める。

西濠

馬屋町

ほ) 通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、生垣や伝統的な塀等の設置に努めること。

【具体的な配慮の内容】

●歴史的な街並みの連続性に配慮した生垣等の設置

・通りに面する場合は、伝統的な家屋が残る街並みの連続性に配慮し、生垣や板塀等の設置に努める。

ま) 自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とすること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。

み) 自動販売機の外装部分の色彩は、濃茶とするよう努めること。ただし、格子・ルーバー等の目隠し修景を行った場合は、この限りでない。イメージカラーについては、商品窓等の内部パネル内で使用すること。

【具体的な配慮の内容】

●歴史的な街並みに配慮した自動販売機の色彩の配慮

- ・自動販売機の外装部分の色彩は、原則として濃茶とする（元寺町・本町エリアの場合は、「濃茶とするよう努める」）。
- ・自動販売機の外装部分の色彩を濃茶としない場合は、ルーバー等により遮へいする。
- ・各社のイメージカラーについては、商品窓等の内部パネルで使用する（メーカー名等を外装部分に表示する場合は、白字を用いる）。

※自動販売機の推奨色（10YR2/1）

10YR2/1



景観に配慮した自動販売機の例

3-3 眺望景観保全地区内での行為

3-3-① 建築物・工作物共通

〈弘前城本丸・城西大橋からの岩木山への眺め〉
周辺の自然景観や街並みとの調和に配慮し、弘前城本丸及び城西大橋からの眺めに違和感を与えない色彩とすること。

〈蓬萊橋からの五重塔への眺め〉
周辺の街並みとの調和に配慮し、蓬萊橋からの眺めに違和感を与えない色彩とすること。

【具体的な配慮の内容】

●周辺の景観と調和した屋根の色彩

- ・屋根の色彩は、遠距離や高所から認識されることが多い要素であるため、周辺景観との調和に配慮し、彩度を抑える。

※着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。

●周辺の景観と調和した外壁の色彩

- ・周辺景観との調和に配慮し、落ち着いた色調、無彩色を用いるようにし、高彩度色は避ける。

※着色していない自然素材の部位は適用対象外とします。

關係樣式

(弘前市景觀條例施行規則)

樣式第 1 号	景觀計畫区域内行為届出書
樣式第 2 号	景觀計畫区域内行為變更届出書
樣式第 4 号	景觀計畫区域内行為事前協議書
樣式第 1 2 号	景觀計畫区域内行為完了届出書

(表)

景観計画区域内行為届出書				
弘前市長 様		年 月 日		
		届出者 住所 氏名 印 電話 ()		
景観法第16条第1項の規定により関係書類を添えて届け出ます。				
行為の場所	弘前市大字			
行為の地域別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地区 (<input type="checkbox"/> 本丸と城西大橋からの岩木山、 <input type="checkbox"/> 蓬莱橋からの五重塔)			
設計者の住所 ・氏名・連絡先	電話() -			
施工者の住所 ・氏名・連絡先	電話() -			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更		
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
建築物の概要	区分	届出部分	既存部分	合計
	主要用途			/
	構造	造	造	/
	階数	階	階	/
	敷地面積	m ²	m ²	m ²
	建築面積	m ²	m ²	m ²
	延べ面積	m ²	m ²	m ²
	地盤面からの高さ	m	m	/
	仕上げ材	屋根		
		外壁		
	色彩	屋根	色相・明度・彩度 (. .)	
		外壁	色相・明度・彩度 (. .)	
建築設備				

(裏)

工 作 物 の 概 要	種 類		構 造	
	地盤面からの高さ	m	高 さ	m
	敷地面積	m ²	築造面積	m ²
	色 彩	色相・明度・彩度 (. .)		
開 発 行 為 の 概 要	予定建築物		行為面積	m ²
土地の開墾、土石の採取、 鉱物の掘採その他の 土地の形質の変更 又は水面の埋立て 若しくは干拓の概要	行為目的			
	行為面積			
	工事方法	<input type="checkbox"/> 切土 <input type="checkbox"/> 盛土 <input type="checkbox"/> その他		
	法面・擁壁高さ 及び延長	高さ m	延長	m
屋外における土石、 廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積 の 概 要	目的・種類			
	高 さ	m	面積	m ²
	期 間	年 月 日～ 年 月 日		
そ の 他 の 参 考 事 項				
景観形成のために 特に配慮した事項 (具体的に記入)				
着 手 予 定 日 及 び 完 了 予 定 日	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
※受付等欄				

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- 3 この届出書には、関係図書を添付してください。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長としてください。

(担当及び提出先：都市整備部都市計画課)

様式第2号（第3条第2項関係）

景観計画区域内行為変更届出書	
年 月 日	
弘前市長 様	
届出者 住所 氏名 電話 () 印	
景観法第16条第2項の規定により関係書類を添えて届け出ます。	
行為の場所	弘前市大字
行為の地域別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地区 （ <input type="checkbox"/> 本丸と城西大橋からの岩木山、 <input type="checkbox"/> 蓬莱橋からの五重塔）
設計又は施行方法 の変更の概要	変更前
	変更後
変更理由	
事前協議確認番号	第 号
※受付等欄	

備考

- 1 ※欄は、記入しないでください。
- 2 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 3 該当する□にレ印を付けてください。
- 4 この届出書には、関係図書を添付してください。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

（担当及び提出先：都市整備部都市計画課）

様式第4号（第6条第1項関係）

景観計画区域内行為事前協議書				
弘前市長 様		年 月 日		
届出者 住所		氏名 印		
		電話 ()		
弘前市景観条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて協議します。				
行為の場所	弘前市大字			
行為の地域別	<input type="checkbox"/> 景観計画区域 <input type="checkbox"/> 景観形成重点地区 <input type="checkbox"/> 眺望景観保全地区 （ <input type="checkbox"/> 本丸と城西大橋からの岩木山、 <input type="checkbox"/> 蓬莱橋からの五重塔）			
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更		
	<input type="checkbox"/> 開発行為		<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓	
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
行為の期間	着手予定日	年 月 日	完了予定日	年 月 日
設計者	住所 氏名 電話番号			
施工者	住所 氏名 電話番号			
※受付等欄				

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- この届出書には、関係図書を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

（担当及び提出先：都市整備部都市計画課）

様式第12号（第11条関係）

景観計画区域内行為完了届出書				
弘前市長 様		年 月 日		
		届出者 住所		印
		氏名		
		電話 ()		
弘前市景観条例第17条の規定により関係書類を添えて届け出ます。				
行為の場所	弘前市			
行為の期間	着手日	年 月 日	完了日	年 月 日
行為の種類	<input type="checkbox"/> 建築物	新築・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更		
	<input type="checkbox"/> 工作物	新設・増築・改築・移転・修繕・模様替・色彩変更		
	<input type="checkbox"/> 開発行為	<input type="checkbox"/> 水面の埋立て又は干拓		
	<input type="checkbox"/> 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他の土地の形質の変更			
	<input type="checkbox"/> 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積			
事前協議確認番号	第 号			
※ 受付等欄				

備考

- ※欄は、記入しないでください。
- 法人その他の団体の場合は、その所在地、名称及び代表者氏名を記載してください。
- 該当する□にレ印を付けてください。また、該当する内容に○印を付けてください。
- この届出書には、関係図書を添付してください。
- 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長としてください。

(担当及び提出先：都市整備部都市計画課)

弘前市景観計画ガイドライン（景観形成基準の解説）

平成31年4月発行

発行： 弘前市 都市整備部 都市計画課

弘前市上白銀町1-1

電話： 0172-34-3219（直通）
